

横浜港港湾運送事業者支援金交付要綱

制定 令和4年10月18日 港湾政第248号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、燃料価格高騰などにより厳しい状況が続く中、地域経済を支える物流を維持・確保する観点から、港湾運送事業者に対し、港湾荷役のために使用した燃料費の高騰分に対する支援について、横浜市が実施する横浜港港湾運送事業者支援金（以下「支援金」という。）の交付に必要な事項を定めることにより、支援金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 支援金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）横浜港 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域及び港湾法第2条第4項並びに都市計画法第8条に規定する臨港地区をいう。
- （2）港湾運送事業者 横浜港内において港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第3項又は第3条に規定する事業（以下「港湾運送事業等」という。）を営む者をいう。
- （3）市内中小事業者 資本の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、市内に事務所又は事業所を有する者をいう。
- （4）購入量 横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した分に相当する燃料購入量をいう。
- （5）購入代金 購入量に対して支払った燃料費をいう。

（交付対象事業者）

第3条 支援金の交付対象事業者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- （1）港湾運送事業者のうち、市内中小事業者であること。
- （2）燃料価格高騰の影響を受け、かつ、次条に規定する支援対象経費を負担する事業者であること。
- （3）本要綱において支援対象とする購入代金に対し、他の公的助成等を受けていない事業者であること。
- （4）申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、支援金交付後も引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

（支援対象経費）

第4条 この要綱において支援の対象となる経費は、港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油の購入代金のうち、燃料価格高騰相当分とする。

（支援金額）

第5条 支援金額は、当該年度の予算の範囲内において、前条に規定する支援対象経費で、次の各号に掲げる燃料ごとの額の合計のうち、2分の1（1,000円未満の端数があった場合は、これを切り捨てるものとし、前条に規定する費用に係る消費税相当額を含まない。）とする。ただし、次条の規定により申請された支援金額の総額が予算の範囲を超える場合は、申請された支援金額に応じて按分した額とする。

- (1) 令和4年4月1日から同年9月30日までの軽油購入量に9.2円を乗じて得た額
- (2) 令和4年4月1日から同年9月30日までのガソリン購入量に8.1円を乗じて得た額
- (3) 令和4年4月1日から同年9月30日までの重油購入量に8.7円を乗じて得た額

(支援金の交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、横浜港港湾運送事業者支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に別表1に定める書類を添えて、市長が指定する日まで（郵送の場合は当日消印有効）に市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、横浜港港湾運送事業者支援金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）をもって、当該申請者にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、申請者が交付対象事業者に該当しないと疑われる場合又は虚偽若しくは不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出の指示、事情聴取又は調査を行うことができる。既に支援金の交付の決定をした場合も、同様とする。
- 3 市長は、第1項の規定により審査した結果、支援金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(支援金の交付の請求)

第8条 支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、横浜港港湾運送事業者支援金交付請求書（第4号様式）に別表2で定める書類を添えて、市長が指定する日まで（必着）に支援金の交付の請求を行わなければならない。

(支援金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部の取消しを行うことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するときやその他の反社会的勢力の構成員、代表者又は役員が暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当するとき。
- (3) 横浜港港湾運送事業者支援金交付申請書兼実績報告書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 支援金交付決定の条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第10条 交付決定者は、前条の規定による支援金の交付決定の全部又は一部の取消し等に係る部分について、既に支援金の交付を受けているときは、交付を受けた支援金を市長に返還しなければならない。

(状況の報告)

第11条 市長は、支援金に係る事業の実施状況の報告を求めることができる。

(支援金の経理等)

第12条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る経理について帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び規則第26条の規定による支援金に係る経理の証拠書類は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、港湾局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

別表1 (第6条)

添付書類	ア 第1号様式(第6条)に記載した内容を証明する領収書等 イ 誓約兼同意書(第5号様式) ウ 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第4条の許可を有すること又は第22条の2第1項の届出をしたことを証明する書類の写し
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表2 (第8条)

添付書類	ア 横浜港港湾運送事業者支援金交付決定及び額の確定通知書の写し イ 支援金の振込先口座が分かる部分の通帳の写し
------	------------------------------------------------------------

（申請先）
横浜市長

所在地

事業者名称
代表者職氏名
電話番号

横浜港港湾運送事業者支援金交付申請書兼実績報告書

次のとおり、横浜港港湾運送事業者支援金を申請します。

1 交付を受けようとする支援金の申請額 金 _____ 円

（交付申請額内訳）

燃料の種類	支援単価（A）	購入量（B）	小計 ^{※1・2} （C）（（A）×（B））	補助率（D）	合計 ^{※2} （E）（（C）×（D））
軽油	9.2 円	L	円	1/2	円
ガソリン	8.1 円	L	円	1/2	円
重油	8.7 円	L	円	1/2	円
申請額（F）（Eの総合計）					円 ^{※3}

※¹ 支援単価（A）に小数点以下を切り捨てた購入量（B）を掛合せ、小計（C）を算出します。

※² 小数点以下の端数については、切り捨てとします。

※³ 合計（E）を全て足した上で、1,000円未満の端数があった場合は、切り捨てとします。

予算の範囲内での交付決定となりますので、「申請額（F）」が交付決定額とならない場合があります。

2 添付書類（以下の書類が揃っているか確認し、□にチェックを入れ提出してください。）

※申請書類は、A4サイズでの提出をお願いします。申請書類がA4サイズに満たない場合は、A4用紙へ申請書類を張り付けるなどの対応をお願いします。

- 上記申請（B）の購入量に記載した内容を証明する領収書等
- 誓約兼同意書（第5号様式）
- 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の許可を有すること又は第22条の2第1項の届出をしたことを証明する書類の写し

※書類の送付先が申請者の所在地と異なる場合には、次をご記載ください。

郵便番号

送付先住所

担当者氏名
電話番号

様

横浜市長 山中 竹春

横浜港港湾運送事業者支援金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日に申請のありました横浜港港湾運送事業者支援金交付申請については、次のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

1 支援金の名称

横浜港港湾運送事業者支援金

2 支援金の交付決定額及び確定額

金 _____ 円

3 請求受付期限

令和 5 年 月 日

4 交付条件

- （1）横浜港港湾運送事業者支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、横浜港港湾運送事業者支援金交付請求書（第4号様式）に要綱別表2で定める書類を添えて、郵送の場合は請求受付期限（必着）までに、持参の場合は請求受付期限の17時までに提出してください。
- （2）要綱第9条の規定により、支援金の交付決定の取消しがなされた場合には、遅滞なく、支援金を返還しなければなりません。
- （3）支援金に係る経理の証拠書類は、支援金の交付を受けた日の属する年度の終了後、5年間保存してください。

第3号様式（第7条）

港湾政第 号
令和 年 月 日

様

横浜市長 山中 竹春

横浜港港湾運送事業者支援金不交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました横浜港港湾運送事業者支援金交付申請については、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 不交付の理由

（申請先）
横浜市長

所在地

事業者名称
代表者職氏名
電話番号

横浜港港湾運送事業者支援金交付請求書

令和 年 月 日港湾政第 号で交付決定及び額の確定の通知を受けた横浜港港湾運送事業者支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 交付請求額 金 _____ 円

2 支援金の振込先口座

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード						
支店名	本店 支店	支店コード						
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

※通帳の記載どおりにご記入ください。

※申請者の口座に限ります。

3 添付書類（以下の書類が揃っているか確認し、□にチェックを入れ提出してください。）

横浜港港湾運送事業者支援金交付決定及び額の確定通知書の写し

支援金の振込先口座が分かる部分の通帳の写し

※書類の送付先が申請者の所在地と異なる場合には、次をご記載ください。

郵便番号
郵送先住所
担当者氏名
電話番号

第5号様式（別表1）

誓約兼同意書

横浜港港湾運送事業者支援金の交付申請にあたり、次の内容について誓約・同意します。

- ・ 本申請にあたり、横浜港港湾運送事業者支援金交付要綱を遵守します。また、審査にあたり必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。
- ・ 本申請において記載した購入量は、横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油の購入量であることを誓約します。
- ・ 当社は、港湾運送事業等を営む上で、燃料価格高騰の影響を受け、かつ、支援対象経費を負担しています。
- ・ 本申請に係る軽油、ガソリン及び重油の購入代金については、他の公的助成において申請していないことを誓約します。
- ・ 当社は、資本の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の市内に事務所又は事業所を有する中小事業者です。
- ・ 事業を廃止し、又は休止しておらず、本市の支援金交付後も引き続き事業継続の意向を有します。
- ・ 暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、代表者又は役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。
- ・ 本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び支援金の返還について異議を申し立てません。
- ・ 本要綱に定めのないものについては、法令、条例、補助金規則、その他市長が行った指示を遵守します。

令和 年 月 日

所在地

事業者名称

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先